

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第72条第1項第3号に掲げる小型機船底びき網漁業手続第三種漁業につき、青森県漁業調整規則（令和2年青森県規則第59号。以下「規則」という。）第11条第1項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和7年12月1日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
ほつきがい雜けた網漁業	7隻	10トン未満	定めなし	東共第3号共同漁業権漁場の区域	3月1日から4月30日まで	東共第3号共同漁業権の組合員行使権者	令和7年12月1日から 令和8年2月6日まで	1 許可の有効期間は、令和8年3月1日から令和8年4月30日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 漁業権漁業を妨げてはならない (2) 採捕したひとで類を海中に投棄してはならない (3) 日没から日の出までの間は、操業してはならない (4) 漁具及び漁獲物を漁場に留め置いてはならない